

指導教員連絡状況調書

出願者へ

出願者は出願前に、研究指導を希望する教員と事前に連絡を取り、入学後の研究等について必ず相談し、入学後の研究指導を受けることができるかどうか問い合わせてください。教員の内諾が得られたら、この調書に出願者氏名、性別、選抜種別、国籍、生年月日及び最終出身学校を記入したうえで教員にe-mailで送付し、学生課に提出してもらおうよう依頼してください。

なお、この調書が出願受付期間内に提出されない場合は、出願は認められません。また、教員の内諾のみで合格が決定するわけではありません。

————— (出願者記入欄) —————

氏 名	(フリガナ)			性別	
	(漢字)				
	(ローマ字) ※外国人のみ記入				
選抜種別	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 社会人特別 <input type="checkbox"/> 私費外国人留学生特別				
国 籍		生年月日	年 月 日 (歳)		
最終出身学校	大学 大学院	学部	学科 研究科	年 月 卒業見込・卒業・修了	

研究指導予定教員へ

研究指導予定教員は、出願者から提示された出願書類、これまでの作品・研究実績、入学後の研究計画等を確認のうえ、研究指導教員を内諾するか判断してください。その際は、必ずe-mailだけでなく、オンラインでの面談、電話やSkype等を利用して面談を行ってください。また、日本国外に現住所がある受験者の場合は、入学時に日本へ入国ができなかった場合、入国できる者とは異なる対応が発生する可能性があります。面談では、以下の点について伝え、了承のうえ出願するよう、受験者へ説明してください。

<学生募集要項抜粋>

入学時に日本へ入国ができなかった者は、次のいずれかの対応となりますので、必ず事前に確認し、了承のうえ、出願してください。

1) 日本への入国ができるようになるまで休学する

本学には休学制度があり、やむを得ない事由により引き続き2年以上修学することができない学生は休学を申請することができます。休学期間は授業料の徴収はありません。日本への入国ができるようになるまで休学申請をし、入国できるようになってから修学を開始することができます。ただし、休学期間は最大で2年間です。

2) 日本国外からオンラインで修学する

令和3年度、本学大学院ではオンライン授業を開講しています。令和4年度も引き続きオンライン授業を実施するかは決定していません。日本国外からオンラインで修学する対応を選択した場合、受験者にとって以下の不利益が生じる可能性があります。

- ・対面で開講する授業があった場合は、その授業を履修することができないことがあります。
- ・大学の施設を利用することができません。
- ・日本国外にいる期間は院生研究支援費（大学院生が使用できる研究費）の利用が大幅に制限されます。
- ・チューター制度（外国人留学生に対し、本学の学生が学習支援や大学生活上の支援を行うもの）を利用することができません。
- ・その他、修学を進める上で、入国できる場合とは異なる対応が発生する可能性があります。

※上記いずれの場合も、入学から2年間での修了ができなくなることがあります。

以下の研究指導予定教員記入欄に必要事項を記入・捺印のうえ、出願受付期間内に学生課へ提出してください。

—————(研究指導予定教員記入欄)—————

出願者との連絡時期及びその方法（対面またはオンラインでの面談、電話、e-mail等、具体的に記入してください。）

連絡時期(1)	年	月	日	連絡方法
連絡時期(2)	年	月	日	連絡方法
連絡時期(3)	年	月	日	連絡方法
連絡時期(4)	年	月	日	連絡方法
連絡時期(5)	年	月	日	連絡方法

本指導教員連絡状況調書の記載内容について全て確認しました。
上記の出願者が本学の選抜試験に合格した場合は、指導教員になることを内諾します。

年 月 日

分野 _____ 氏名 _____ 印